

## 防災行政無線の戸別受信機を更新(無償貸与)しています

町では、近年多発する気象災害などの緊急情報をより早く、より正確に伝え、町民の皆さまの生命と財産を災害から守るために、平成29年度から3年間で現在の「防災行政無線(アナログ方式)」から「防災行政無線(デジタル方式)」への整備を行っています。

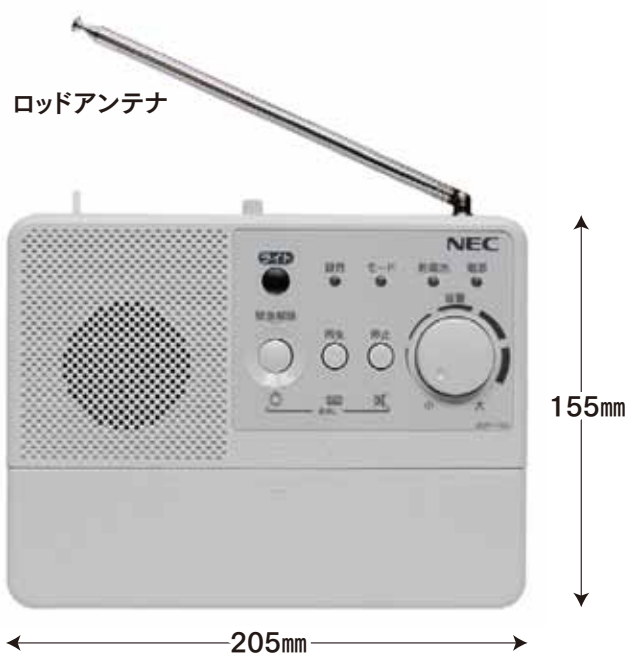
平成29年度から30年度においては、各地区(一部除く)に防災行政無線の屋外拡声子局(屋外スピーカー)を整備しました。今年度は、現在町から全世帯に貸与している戸別受信機(アナログ方式)をデジタル方式の戸別受信機へと更新しています。

11月は宮原地区の8地区を訪問しますので、期間内の更新をお願いします。

### ■新戸別受信機の特徴

- ①**本体**：幅20.5cm 高さ15.5cm 奥行5.7cmの大きさで、壁掛けや、机の上に置きます。
- ②**放送**：自動で放送が入り、音量の調整ができます。火災などの緊急放送は、強制音量(最大音量)で流れます。
- ③**録音再生**：放送を自動録音できます。聞き逃した場合や、留守中の放送が確認できます。
- ④**アンテナ**：電波の不安定な地域や、電波障害のある住宅には屋外アンテナを取り付けます。

### <新戸別受信機外観>



#### ●戸別受信機の仕様

幅205mm 高さ155mm

奥行57mm

※A4用紙の半分位の大きさです。

電源コード 3m

重量 800g(コード、電池を除く)

消費電力 約4W

乾電池：単1、単2、単3いずれか1種類のアルカリ乾電池2本

使用する時は、屋内用のロッドアンテナを常に伸ばして使用します。

(長さ：約1.5m)

## ■無償貸与の条件

現在、町では、町内の各世帯に、防災行政無線戸別受信機を無償で貸与しています。  
 今回設置する際の費用や利用料は必要ありませんが、設置を希望する場所にコンセントが無いなど、宅内電気工事が必要な場合は、個人負担となります。  
 無償貸与対象は下記のとおりです。

### ★対象者

- ・住民基本台帳に登録されている1世帯1台（住居）とします。
- ・賃貸住宅にお住まいの人で、壁などに設置を希望される場合は、管理者の承諾を得てください。
- ・母屋と離れなどで世帯を分けて（2世帯）お住まいの場合は、1台ずつ無償で貸与します。
- ・社会福祉施設・地区の公民館などにも配布します。

## ■貸与申請

町が委託した業者（NEC株）が、腕章と町の許可証を携帯して訪問した際に、貸与申請を記入してください。

なお、不在時には、不在票に記載の連絡先へご連絡ください。

## ■更新期間

地 区 名	期 間
下宮、宮園、新村南、新村北	11月5日(火)～8日(金)
立神、川上、有佐、原田	11月11日(月)～15日(金)

★訪問する時間帯は原則として、9時から17時までとします。（土日祝日を除く）

★上記の更新期間のほか、留守の場合は、再度期間を設けて訪問します。

★更新期間につきましては、変更になる場合もありますのでご了承ください。

★12月20日(金)から現在の戸別受信機（アナログ）は、使用できませんのでご注意ください！

## ■現在の戸別受信機について

①宮原地区：新しい戸別受信機に切り替わると、現在使用している戸別受信機は使用できなくなるため、更新時に現在の戸別受信機を回収します。

②竜北地区：新しい戸別受信機に切り替わると、現在使用している戸別受信機は使用できなくなるため、更新時に現在の戸別受信機を回収します。

なお、防災ラジオ型の戸別受信機を設置されているご家庭は、今後も防災ラジオとして活用できます。また、活用後廃棄される場合は、各ご家庭で廃棄の程よろしくお願いいたします。